

神奈川県立鶴嶺高等学校 日本学生支援機構給付奨学生採用候補者選考の基準

1. 推薦者の選考対象

給付奨学生採用候補者の選考は、以下のいずれかに該当する者の中から行うこととする。

- ① 家計支持者が個人住民税（市町村民税）所得割を課されていないこと  
（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が 0 円であること）
- ② 生活保護を受給していること  
（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）上の措置として児童養護施設・児童自立支援施設等に入所等していること  
（生徒等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

2. 給付奨学生採用候補者の基準

以下の基準を十分に満たしていると認められる者について、給付奨学生候補者の選考対象者とする。

（1）人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。

（2）健康について

学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 13 条による定期又は臨時の健康診断等により、修学に耐え得るものと認められること。

（3）学力及び資質について

下記のいずれかの要件を満たしていること。

- ① 各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
- ② 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者
- ③ 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

（4）家計について

「1. 推薦者の選考対象」であることを確認した上で、申込者の属する世帯の状況や生活環境などを勘案して、申込者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

### 3. 選考・推薦の方法

(1) 神奈川県立鶴嶺高等学校長は、「1. 推薦者の選考対象」に該当し、「2. 給付奨学生採用候補者の推薦基準」を充たす者の中から、日本学生支援機構が示す推薦枠の範囲内で給付奨学生としてふさわしいとして選考された生徒を推薦する。

(2) 上記の選考は、給付奨学生採用候補者選考会議において行う。

選考会議の構成は次のとおりとする。

管理職 1名

学習支援部グループリーダー 1名

学習支援部給付奨学金担当者 2名

3学年グループリーダー 1名

3学年グループサブリーダー 1名

(3) 選考にあたっては、選考対象者の「家計の状況」を重視し、次いで「学力・資質の状況」を考慮して選考するものとする。選考の手順は別途定める。

(4) 社会的養護を必要とする生徒

社会的養護を必要とする生徒等については、日本学生支援機構の規定に基づき、機構が示す推薦枠に関わらず推薦することができる。